

流山市市民参加条例第23回検討委員会会議録

日 時：平成23年1月24日（土）

午後7時から9時まで

場 所：市役所 304会議室

出席委員

伊藤委員、梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員、
管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

傍聴者

なし

事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、
須郷係長

議 題

（1）指摘後の修正について

- ・ 7市民参加・協働推進のための環境づくり
- ・ 前回の再修正

(事務局・高橋)

皆さん、こんばんは。ただいまから流山市市民参加条例検討委員会第23回を開催いたします。委員長よろしく申し上げます。

(委員長)

本日の出席状況ですが、10名全員出席ということで、会議は成立しているということを御報告いたします。

今日は関谷先生も御参加いただいています。今年初めての参加ということになります。今年もよろしく申し上げます。

あと2月7日、2月19日と両方入れて3回やりますけれども、この3回とも先生に御参加いただきます。ということでご了解いただいております。

では、議題に入ります。今申し上げましたようにいよいよあと今日をいれて3回ということで、これから市民参加条例の検討案をまとめて提出していく、そのまとめに入っていきたいと思えます。

今日は最初に今までAさんがいろんなご都合で不参加と、参加できなかったのですが、Aさんが担当しているところからその説明から、まず入りたいと思えます。そのあと前回お願いしました今まで皆さんに目を通していただいて、付け加えたほうがいいとか、足りないとか、それをお聞きして、あったらいただいて、そしてそのあと今日は先生参加しますので、今までの話し合いの中で先生に聞きたいこと、あるいは先生のほうから指摘があること、そういったことに入っていきたいというふうに思えます。という流れですすみませんが、よろしいでしょうか。

では、Aさんお願いします。

(副委員長)

はい、Aです。前回、前々回とお休みさせていただきまして、失礼いたしました。ちょっといろいろとバタバタしておりまして、予定が変わってしまいましたので。それでは7番目の市民参加・協働推進のための環境づくりのところなのですけれども、今日配布されている資料の21ページと22ページ、こちらのページになりますが、こちらを見ていただくようにと思えます。基本的にこの環境づくりの章に関しては大きな

修正を要する点というのは、私自身としては見つかりませんで、これまで御指摘をいただいた文言の追加ですとか、表現の修正といったところに変更点というのは、限られているといった状況でございます。なので意見のある方はぜひお知らせいただければと思います。お願いします。

全体として大きく3つに分けているところは、これまでと同様でして、1つ目のところ、意識改革と啓発の部分では、中項目ア、イ、ウ、ウの中には具体的な例として(ア)から(エ)という項目をだしております。そのほかには特段修正する必要はないのかなと思います。

それから2つ目、育成と支援のところですが、こちらの中項目としては4つに分けてあるわけですが、1つ目の人材の育成という点では、(ウ)のところ、それから(エ)のところ。行政は、特に若年層に対しての育成の機会を積極的に設けるようにする。という文章、それから(エ)として、市民同士や、行政職員と市民の学びの場を設けると、この2項目のところですね、1つ追加ということになっております。

次にイのところ、拠点づくりとしてというところですが、(ア)のところでは、1項目追加してありまして、「学校の空き教室や商店街の空き店舗や企業の施設などの遊休施設を活用できるよう、制度の創設・運用などを検討、実行する。」というようなことが書かれています。

それから、めくっていただきまして、22ページになりますと、このイの文の続きということになりますけれども、「市民参加に携わる市民等の『よるべ』」という表現について、『よりどころ』という表現にしたほうがよいのではないかというご意見をいただいて、その通り直しをいれてあります。

あと2つ、財政の支援として、活動・事業の支援としてといった2項目がございます。特にこのままでよろしいのかなというところですが。

3番目の情報の公開と共有のところですが、こちら5項目設けておりますけれども、こちらに関しても今のところはこれでよろしいのかなというふうな考え方でございますけれども、何か御指摘等ありましたらお願いします。これに関しては以上です。

(委員長)

今説明がありましたこの市民参加・協働推進のための環境づくりとい

うところで、Aさんから説明いただきましたけれども、この部分で皆さんのほうから何かお気づきになった点、あるいは確認したい点ということがございましたら。

では、なければ私のほうからちょっと、この順番をですね、1、2、3。私は、こういう行政関連の問題について、意識改革、人材育成、それも大切なのですけれども、やっぱりなによりも情報の公開が1番大事だという考え方があるものですから、この順番を入れ替えて、頭に情報の公開にしたほうがいいのではないかというふうにちょっと考えましたけれども、この順番について。

(C 委員)

16回の会議録で、そのときに確かそんな議論を。

(D 委員)

しましたよね。

(C 委員)

議論をして、そして情報のものを1番最初にくるようにとなったのではないですか。

(D 委員)

したような記憶があります。

(副委員長)

すみません。私、見落としました。

(E 委員)

情報公開を1にして、1を2…。

(委員長)

情報公開を最初にもってきて、意識改革・啓発を入れて、3番目が育

成と支援とそういう流れにたよっていくとよろしいと。

では、皆さんのほうから全体を通じて欠けている、ここを補足したほうがいいのではないかとか、改めて入れ直してここに入れたほうが妥当だとかいうような御意見ありませんでしょうか。

(D 委員)

前文から入ってよろしいですか。前文は、私たびたびちょっと申し上げていると思うのですが、ここに平成12年度に、いきなり冒頭から平成12年度にというのがくるのはいかがなものかと、これは別にいまさらいらぬのではないかと思います。

(委員長)

今日、ちょっとお配りしていませんけれども、最初の4行は全部とっばらった。これは皆さんに今回お配りしていませんから。4行とっばらったことと、それからちょうど真ん中あたりにEさんのほうから文章の流れがあれだから、それを推進するためという言葉を入れたらどうかということと、1番下の行政職員、議員、そして市民一人一人、この順番を入れ替えるというような御指摘がありまして、その部分だけはちょっと訂正したものは一応ってはいるのですが、ちょっと今回は間に合わなかったということで、それは改めて検討するような形にしたいと思います。

(D 委員)

それと途中で、基本条例について、市民自治のまちづくりを正面に据えて進めている先進的なのというのを、ここで入れる必要があるのでしょうかね。別に先進的だろうが後進的だろうが、それはちょっとこれは自分たちの条例ですから、いらぬのかなという感じがするのですが。それと本当に言葉の使い方みたいになってしまうのですが、あとは、1つ目は参加主体として子どもをはじめ高齢者や障害者も大切に考えました。2つ目は実効性を考慮しました。考慮しましたというよりも実効性をしっかりと担保しましたということだから、考慮ということはなんとなく弱い感じがするのですが、実効性を、まず実効性があるために

これをつくったということで、もうちょっときっぱりとした言葉を使ってもいいのかなという感じがしました。

あとは、私はちょっとどうなのかなと思ったことで、ここは書かれていないところで、つまり今まで参加していない人に、流山とはやっぱり新しい若い世代にもどんどん入ってくるし、来ているその特徴をその人たちをどう取り込むかというようなその部分と参加条例みたいなものを加えているかどうか、わからないのだけれども、そういう新しい、若い世代、特に子育て世代というか、キャッチコピーでも母になるなら、父になるならというようなそういうのもあるのだから、その世代と参加条例を、子どもや高齢者、障害者といういわゆる弱い立場の人たちのものを書き込めたのだけれども、そこが参加することができる仕掛けをつくっているかどうかは、私もよくわからないのですけれども、そこを、思いを込めたいなという、何かその辺が巻き込みたいというそこら辺が何か入らないですかね。

(委員長)

ここで今、ほかにありますか。

(E 委員)

今ちょっと、上の4行を落としたというようなことがあるのですが、私は、平成12年を入れるか入れないかということは別として文章の流れから、そういう国全体の大きな流れ、それからそれを受けての流山市の流れというね、やっぱりそういう流れが、やはり市民の方々にも広く知ってもらう必要があると思うのですよ。ですからそれは流れとして、表現はともかくとして、今回流れとしてはそういくべきだろうと、私は考えています。

(D 委員)

4行、全部とってしまったのですか。

(委員長)

はい、そうです。

(D 委員)

とってしまったの。それはちょっと…
私はこの平成12年度はいらないと思うのですけれども。

(E 委員)

今のだと表現としてはわからないけれどね、こういう時代の流れみたいなものは必要ですね。

(J 委員)

難しいですよ。4行全部抜いてしまうと。ただ、独自の運営というところもちょっと引っかけますけれども。独自の運営という言葉と平成12年ということと、独自の運営というこの2つだけでしたよ、この4行の中でひっかかったのは。だから全部とっばらって…というか…

(E 委員)

だから趣旨はこれでいいのですよね。

(委員長)

はい、わかりました。平成12年と、独自の運営と、切り替えますという言葉ですね。ちょっと御指摘いただきましてわかりました。ほかのほうには皆さんのあれをいただいたもので、新しく再度提案します。

(C 委員)

地方分権というのは、地域が主体とか、そっちのほうの何か分権だと上から入られるような。

(D 委員)

そうですね。そういう流れの中で、これから地域主権を確立していきたいとか、自分たちが確立していきたいという思いがあったほうが、前から私は地域主権というのは、使うかどうかは別として自分たちがそういう市民自治とか地域というものを確立していきたいから、これをつく

るのだよというそういうにじみがあったほうがいいですよ。この流れもあるのだけれども、それ以外に自分たち市民として主体的なそこがあったほうがいいと思うのですよ。

(C 委員)

それから先ほどのDさんの若い人云々は、やっぱり環境づくりも重視していますという第7章でしたっけ、8章のあそこら辺も入れるとして、参加主体として子ども、高齢者だけではなくて、何か参加していないような人というのはちょっとおかしいけれども。

(D 委員)

特にその若い世代というか、子育て世代にそういう流山は今すごくそれを引っ張り込みたいとって、アピールしきりにしているというところもあるので、そこら辺をちょっと想像して書いてもらうといいかなと。

(J 委員)

それは、様々な市民活動を行えます。というところの前に入れるということですか。

(D 委員)

ではなくて。

(E 委員)

例えば、参加主体として子どもをはじめ高齢者や障害者も大切にするとともになんとかかんとか…例えばね。

子育てファミリーを意識した文言とか、あまり意識していなかったと思うのですよ。気持ちはあるのですけれどね。ただこの中にあまりこの具体性的な表現が入っていないと思うので、それはここである程度入れてもいいのでは。気持ちはあるのだから。

(D 委員)

だからそれはそれを取り込みたいとか、その辺のここで書かれている

よというものは全部いいきれないかもしれないけれども、そういう部分が課題というのも書くのも条文とって書くのもいけないけれども、そういうまちの特徴みたいなどころでは、私は入れておいてもいいかなと思うのですけれどもね。

(J 委員)

ただ、言わんとすることについての一定の理解は感じるのだけれども、私、だから、さっき入れるところの表現というのは、また参加の機会として、参加したいという主体のところに入れるのではなくて、流山市では今こうしていますよというところの中に、そういうのであればわかるのだけれども。条例の中にそういうことを明らかに入れましたという考え方になってしまったら、じゃあどこにあるのという話になってしまうから、そこはちょっと、それはあまり得策とは思えないですね。だからあっさり流山市ではこうしていますよというところにそれを入れるなら入れる。

(D 委員)

だからちょっと、そっちでもいいと思うのですよ。そういう特徴みたいなものをやっぱり、だからこそ市民参加条例大事ですよということを、そこを推定できるような、やっぱりここだと今のまちの特徴みたいなものがちょっと抜け落ちているような気がするのですよね、だから緑のまちづくりをはじめ様々な市民活動が行われています、というところこういうまちですよということを、入れてもいいのかなとは思いますがね。そこを意識していますよというところはちょっと入ってもいいかなと思いますね。そしたら皆さんおっしゃるように上のほうにね。

(J 委員)

実際に時期的なものとしてね、平成22年、23年にこの条例を定めたこの時代というのは、流山市というのは、こういうことをしていた時代ですよということを歴史的にも残るではないですか。前文というのは、そういう位置づけになるのではないかと思うのですが。そのあとですとどうしても、条文の中に入っているのということになってしまいますから。

(D 委員)

たしかに。私がいったそこはちょっと。

(E 委員)

例えば、参加主体として子どもと高齢者と障害者のことが書いてあるけれども、この中に、もう1つ、子育て世代と、市民全員に渡ってとか、全世帯に渡ってとか、そういうような書き方で、して、参加主体はいろんな各層の人たちが皆、こんなふうに意識されているよというふうにしたら、それでいいのではないですか。

(委員長)

わかりました。

今のご指摘で私のほうでちょっとここに2つの大きな特徴がありますということで、市民参加を広くとらえているということと、それから参加の機会としてのP D C Aの前の課題発見も含みますという、その2つのことをここに出していますけれども、これについてちょっと皆さんの御意見というか、これはこれでいいのか、さらに特徴として付け加えるものがないかどうか。

(E 委員)

いいのではないですか。

(D 委員)

「含みます」という、課題発見段階も重要と考えています。とか参加の機会というのは現実にそれは書き込んでいるわけですから、趣旨にも書き込んでいるわけで、それはかなり特徴的だから、やっぱり含みますよりもP以前の課題発見の段階への参加を重要と考えている、段階も重要と考えていますとか、そんなような感じ、そういう言葉でするとそんなふうにとちょっと。

(委員長)

はい、わかりました。

(J 委員)

この前文のついで、このPDCAというか、非常にユニークなのですよね。私今までこういう見たことがないのですけれども、非常に、ある年代層からは非常に抵抗があるのではないかという心配はあるのですけれども、これだけきちんと、やっぱり重大な委員会としてのやっぱり総意というか、この部分というのは、一定のこだわりを持つなら持ったという気持ちでぶつけたのではないかと思いますけれどもね。前文そのものも、何と言いますか、ある意味監修を受けて変わってくる可能性があるのではないですか。私自身が若干やはり、ちょっとひっかかっていることは、本当なのですよ。どこかで言われなかなという気持ちがあるのですね。この企画、実施、評価、改善という言葉はすんなりくるのだけれども、けど、それがやっぱりそれだけではなんとなく変哲もない言葉だし、そこにあえてPを入れたり、Cを入れたり、Dを入れたり、Aをとというような。

(E 委員)

これは、反対にしてもいいですよ。企画を表に出して、括弧Pと、実施を表に出して括弧D、と、そうしてもいいのではないですかね。そのほうが一般的かもわからないですね。今、PDCA当たり前のように言っているけれども、一部の家庭の主婦とかね。

(D 委員)

一部の家庭の主婦とは…。だからどうなのだろうなと思って今ちょっと伺っていたのですが。

(E 委員)

PとかDのローマ字は括弧でくくると。

(D 委員)

それだったらわざわざ入れなくてもいいと思いますよ。反対に。そん

なもの入れなくても企画、実施、評価、改善。

(E 委員)

それだったら、これだつて入れなくてもいいことになるから。

(D 委員)

それは各団体で。

(E 委員)

万人向けだとすると、私はそっちのほうが万人向けだと思います。

(C 委員)

いまさらこんなこといってはあれなのですけれどもね、このまえちょっと夕暮れサロンで行政改革推進課長さんとお話したら、PDSか、Cなのですよ。だからAまで入れてしまっていていいのかなと。

(D 委員)

だつてはっきりとこちらで実際行政の市民参加では、Aまで全部入っていますよ。だから、それは現状の流れをまたそこまでというなんか理由を。だつてそれは現状がそうですから。それは、実質はもちろん表に出すと。

(委員長)

では、今のご意見を考えて、前文を再度つくりかえて、次回皆さんにお諮りしたいと思います。

(D 委員)

すみません、ちょっと、兼子さんに伺いたいののですが。前文はこれ、前文も行政のほうで手を入れるのですか。それとも前文はそのままポンとのってしまうのですか。

(兼子コミュニティ課長)

それは、今はちょっとわかりません。

(D 委員)

自治基本条例のときは、条文そのものは全部変えましたけれども、前文はもうそのままポンとのったので、かなりちょっと推敲しないといけないかなという、本当にそのまま、一字一句たがわず、だから何回も何回もすごくやったのですけれども、前文は。成り立ちが、委員会の成り立ちが違うからどうかはわかりませんけれども。

(委員長)

では、前文はとりあえずここまでにして、総則以下に入りたいと思います。何か。そのところで。御意見ございませんか。

(D 委員)

参加のところですけども、これさっき今いったように議会による政策も、まだなんでのっていないのですか。これは古いのですか。

(委員長)

これはまだ…

(D 委員)

あら、だしていなかったのですか。では、それならいいのですけれども。

それでP D C Aが出たのだけれども、それで課題発見というところが、入っていないのですよ、これ。P D C Aは入っているのだけれども、課題発見の段階から市または議会による政策の立案、実施及び評価の過程においてというふうに、このほうが流れとしてはいいのだけれども。議会の政策の課題発見から立案、実施、評価というところが、入っていないのですよ。課題発見を入れてほしいですね。

(C 委員)

改善は入れないのですか。

(D 委員)

改善は入りますよ。入らないといけないですよ。

(委員長)

では、これは、前文と同じにして。はい。

それで、もちろんここの協働については、今日このあと先生とお話の中で内容が、方向性が出てくると思いますから、それにあわせてこれは、そういう予定です。

今日はどうしましょうか。それぞれの意見があれば、もうずっとページを追って、この形でやっていくか、それとも……

(D 委員)

くぎり、くぎり先生からコメントいただいたほうがいいかと思えます。ここまでのくぎり、くぎり。全部いってしまうと、また混乱してしまうから。

(E 委員)

これで、だいたい固まってきたので、先生からコメントをいただいて。

(D 委員)

そうです。

(委員長)

では、先生この前文と総則までの流れできていますが、ここまでのところで先生のほうから何かアドバイス。

(関谷先生)

はい。前文のところは最終的にどういうふうにまとめるのがいいのか、ちょっとまだ私もイメージがわからない部分がありますので、何とも言い難いところもあるのですけれども、ちょっと、いくつか、かいつまんで申し上げると、例えば、「流山市は緑のまちづくりをはじめ様々な市民活

動が行われています」という部分、これは流山市民以外から見ると、流山市における市民活動の歴史は古いと、いう印象があるのですよね。そのところを、もっとアピールしていいのではないかなというふうに思います。そういう意味では、「市民活動の歴史と蓄積を今後さらに活かしていく」とかですね。そういうふうになると、外からみると、流山らしいなというふうに見えるところもあると思いますので、その点がまず1つということ。あとは近年、つくばエクスプレスの開通に伴って、まちの変容をもう少し、変容がある中で、そのまちの変容ということをどういうふうにとらえて、またこれから繋いでいくのかという、そのこれまでのまちの需要と、それからこういう変容、これをまたこう未来へ向けて、結び付けながら、これからはまたそのあらたなまちづくりというものに臨んでいくのだという部分もあってもいいのかなと、これは自治基本条例にもある程度書いてあるところですが、そういうまちの変容というのは要するに、いろんな世代が入り込んできている、特に若い世代が入ってきているということは、まちづくりや市民参加も今までとは違う可能性が出てくるということが予想されるわけですから、そういう意味では、まちづくりの変容、まちの変容というものをそれは新しい可能性に結びつけて、これから繋いでいくのだという、そういう表現があってもいいかなというふうには思います。

また、「先進的な」は、私もいらなと思います。それは同感です。それから、そのちょっと下の辺りで、「地域の課題を市民が行政に参加し、協働し、考え、解決して、取り組んでいます。そこで、これをさらに推進するために、ここに市民参加の原則を定め、流山市市民参加条例を定めます。」ここをもう少し膨らませてもいいのではないかなと。要するに、これまでの議論でもいろいろ議論を重ねてきたところであると思いますけれども、やっぱりなぜ市民参加条例なのかということですね。そこをやっぱり前文の部分でバーンとクリアに、読む側がわかるようなものに、そういう表現がちょっと数行でもいいから入っているとわかりやすいかなという印象を受けます。これはもういろんな意見出てきたと思いますので、これをもう1回思い起こしながら、どういう言葉を入れるのがふさわしいのかというふうに思いますけれども、例えば私がよく申し上げてきたことの1つは、当事者の声をというものも公共的な場で

共有する、共有できる、そのためにはそういう当事者に参加してもらうとかその声をいろいろな場で共有していくという、それを、その場とか機会というものを開いていくのが、市民参加条例なわけですから、そういう意味ではいろんな声というものをとにかく拾い上げていく、それから共有していくと。市民参加条例をつくる非常に大きな目的の1つなわけですね。そういう書き方をすれば、非常にわかりやすいところもあるかと思いますが、そういった表現もちょっと入れてもいいかなというふうに思いますし、それから協働というものにもし重きをおくとするならば、協働とか協議を通じたその自治とまちづくりというものを、広げること非常に大きな目的なのだと、そういうことも入れてもいいかもしれませんし、市民の行政、市民の政治にするためにという、これはややちょっとありがちなパターンなのですけれども、そういうものもイメージとしてはわかりやすいかなというのがありますし、あるいは、たぶんこれは認められないとは思いますが、代表者の自治ではなくて、市民の自治だと、これだと市民参加ということが問われるようになっている、本当の本当なのですね。ただし、これをストレートにいつてしまうと、代表者たちから何なんだと反発がくるでしょうから、代表者の自治だけでなく…とか、いうふうにいつてもいいかもしれませんし、それはちょっとやや、ちょっと表現的にどうかなというところがあれば、別にそれはいいのですけれども、ただ市民参加ということが問われていく文脈の1つというのは、やっぱり代表者だけではやっぱりその市民の声を拾いきれない、伝えきれない、議論しきれない、政策に結びつけられないというところがあるわけで、それをもっと直接的に開いていくために参加ということが問われるようになったわけですから、その辺がなんとかうまく入れられるといいのかなと。ですから、それは別に代表者がダメだという話ではなくて、代表者は代表者の役割がある、だけれどもそれに解消されない直接的な声というものも検討し直していかなければいけないし、その両方がうまく結びついて、始めて健全な自治という話に繋がっていくのだということもちょっと入れてもいいかなというふうに思いました。それはちょっとまだどこまでまとめるべきかちょっと議論に委ねたいと思いますけれども、いずれにしても、このなぜ市民参加条例をつくるのかということが、端的にわかるポイントを、こ

れとこれとこれというものをうまく表現できれば、実際は中を読めばわかるわけですがけれども、前文は、ある程度シンボライズされる場所もありますし、非常に重要な位置を占めるものだと思いますので、端的にわかるような要素をうまく盛りこめられるかどうかということで、ちょっとこの辺は引き続きご検討いただければと思います。

あと先ほどのP D C Aですがけれども、これはここに入れるべきかどうかは個人的にはややちょっと躊躇するところがあります。どういう意味かといいますと、P D C Aがまわるのは行政サイクルとしては当たり前なのですよね、ですからその当たりの部分に市民参加抜の機会をつかっていくということなわけですから、そのそれぞれの段階に市民が参加していくのだということを、アピールするという趣旨で、たぶん盛り込まれているとは思いますが、ここだけクローズアップすると、行政参加が非常に前面に出てくると思うのですよね。そうすると、前文のバランスとしてどうかなという、行政参加は行政参加の非常に重要な柱としてあるけれども、それ以外にも議会参加もあるわけですし、コミュニティ参加もあるわけですから、トータルに考えたときにここだけなぜ特出しをするのか、特出しをするのであれば、その理由というものもある程度とわれてくるかと思いますが、どういう表現にするか、あるいは入れるべきかどうかというのは、もうちょっと議論が必要かなというふうに思います。ただ大事なことは、これはこれまで、この委員会ですべて議論してきましたように、この企画以前の課題発見段階、ここから市民は参加するのだとこれは非常に大きなポイントですから、この部分を逆に前面に出して、ここで表現するというのもいいのかなというふうには思います。ここをクローズアップするということは、ほかの条例を見てもあまりないですね。ですから逆に流山市の条例の特徴として、このP D C Aへの参加は無論だけれども、非常に重要な動きの1つとして、この課題発見、これももっと正確に言えば問題把握、それでその共有、理解と共有、そして課題設定、そのあと企画、計画があるのです。だから、非常に厳密に言えば問題と課題はイコールではない、厳密に言えば。ですからまたそれをどう表現するかですがけれども、問題と課題を発見、共有するというところへの参加、そういうことをなす市民参加、これがこの条例ではかなり大きく開かれるのだということが、ここ

で示されると、特徴あるものになるのかなというふうに思います。

あとは、その2つの実効性を、この実効性については、これは、担保のほうが良いと思います。

前文は以上で、あと総則のところは、定義ですけれども、やっぱりちょっと気になりましたのは、この参加の定義、これだと行政参加であるという意味での参加、限定された定義になると思いますので、参加の定義は非常に難しいですけれども、公共的な事柄への関与というのが、一番幅広い緩やかな定義ですね。もちろんその中に意見表明であるとか、実際の行動、活動であるとかいうこともあって、さらに細分化していったら、その中に行政参加、議会参加、コミュニティ参加ということは出てくるわけですから、逆にいうと参加という2文字の定義をここで加えるのがいいかどうかですね。というのが、ちょっとこのあと構成を考えるとき出てくるところかと思っています。

(C委員)

この参加は、自治基本条例の参加をそのままもってきたのでしょうか。

(D委員)

そうすると先生、先ほどおっしゃったように公共的事柄への参加としておいて、それで議会、行政、何とかの参加というものを書くところとは。

(関谷先生)

このあとの体系とも整合されますし。

(D委員)

公共的な事柄への参加だけではよくわからないから、そこに具体的に対象、主体、主体、対象を書いていくというようにすれば、そうすると。

(C委員)

公共的な事柄になるとコミュニティではもうちょっとその前の段階から書きましたよね。ちょっとコミュニティが少し。

(D 委員)

でも、コミュニティは公共的な事柄では押さえきれないのですか。

(C 委員)

最初の書き方として、それが公共的につながるからという書き方をしましたので、だから公共的な事柄ではなくて、結果的には公共的になるのですが。

(D 委員)

結果的には公共的な活動になるけれども、私的活動もあるので。

(委員長)

ほかの御意見。

(関谷先生)

この、「カ参加」を抜いたほうがすっきりするのではないですかね。

(J 委員)

かえってまぎらわしくなってしまいますよね。参加ということの定義をいろいろあまりこじつけてしまうと、非常に。

(E 委員)

市民参加という言葉がいっぱい出てくるので、市民参加というものを何か定義する必要はないのかな。漠然と参加でしょう。そうではなくて、もっと上のほうにも、目的は市民参加による新しいまちづくりなのだという、市民参加による市と行政の何とかだ、市民参加による何とかと、これは、全部市民参加条例ですから。だから市民参加ということ定義するのが一番最初なのではないかという気がするのですけれども。

(D 委員)

それは参加であろうが市民参加であろうが、ここは市民参加というこ

とを参加で定義しているわけですよね。だからそれを入れるか、入れないか。

(E 委員)

だから市民参加として、それを定義すると。

(D 委員)

だからそれはさっき J さんが難しくいわれたように、場面、場面でコミュニティは公共的なことがらだけとは限らないよというふうに、私的活動も入ったときに、こうした活動が皆となってしまうから、そうするともうやめたほうがいいのかな。それぞれの場面で参加をみていくというふうに、それは参加条例の趣旨ですから。

(E 委員)

ある程度その定義しないで一般的な市民参加という概念でいってしまえますか。

(D 委員)

だからそこはもう定義しないで、それぞれが書いてあるのですが、協働もあるし、あれにもあるからそこで参加というものをとらえていくということにしているから、いいというふうな形にするのもありなのですか。でも、1 番重要なキーワードなのに、書いてないけれどもいいのだろうかという気はするのですけれども。

(関谷先生)

一般的には市民参加を定義づけている条例はそれなりにあるということですね。その場合は、だいたい一般的な市民参加しか想定されていないので、一般的だというのは、だいたい行政参加が多いのですね。ですから、今回われわれがここで考えていることというのは、非常に幅広いものですから、従来イメージされているような市民参加の定義だとしてもではないけどおさまりきらないので。

(E 委員)

ですから、私がいうのは、この市民参加として一般論ではなくて、流山のわれわれが独自にやってきた思いとかそういうものを入れて、実際にこれを、掲げている、行政への参加、議会への参加、コミュニティへの参加とあるわけですから、そういうものも包含したような言い回しを入れて、流山市、ちょっとこれ変わっているなど、それぐらいきちんと表現するべきではないかなと、理解してもらうべきではないかと思えますね。

(C 委員)

これ前文で参加の対象だとして、行政とかいろいろ並べていますよね。これをこっちに、流山市の市民参加がいわゆる行政参加だけではなくて、議会参加もコミュニティ参加も幅広くとらえている市民参加ですよというのを、これが定義ではないのかな。

(関谷先生)

いいと思います。

(D 委員)

では、そこでおさえておきましょう。対象だけを。

(E 委員)

前段で説明してしまえば、そしたらあらためて定義することはない。そのほうがいいですね。そのほうが前文にふさわしいと思います。

(C 委員)

では、ここでは市民参加は入れない。

(D 委員)

入れないです。ここで入っているからもうそれでよしと。

(C 委員)

流山の市民参加はこれで考えてもらおうと、前文で。

(E 委員)

そのあと4つくらいありますからね。

(委員長)

では、参加はここでは触れないということで、ここでは定義等はあれますから、協働について前回……

(C 委員)

ちょっとすみません。コミュニティの定義はこれでいいのですか。これでいいのかなと思って私、地域のコミュニティだから地域社会と入れるのがどうなのかなと思ひまして。

(D 委員)

コミュニティだけでいいのですか。地域コミュニティではなくて。

(C 委員)

地域のコミュニティにしましたよね。

(D 委員)

地域のコミュニティ。

(C 委員)

地域のコミュニティにしたので、コミュニティはいるのだけれども、地域社会じゃなくて、近隣社会くらいにしておいてもらったほうがいいのかなと。

(D 委員)

地域社会でもいいのではないですか。近隣社会といたら、ものすごく…コミュニティがちょっと広がりすぎではないですか。

(C 委員)

地域の地域社会といわれるとちょっと何か変なのではないかと思いついて。

(E 委員)

コミュニティって、こういうようなのかな。

(D 委員)

ここでは、そういうふうに定義したのでしょうか。

(C 委員)

自治会は共通の目的だけになりますかね。

(D 委員)

違いますよ。ごめんなさいね。この共通の目的のためにというのは、地域社会にも、共同体にも全部かかるのですか。かかるのですか。かかるのであればちょっと問題だと思うのですよね。

(J 委員)

うん？かかるのですか。

(C 委員)

私が定義したのではないですよ。そういうふうに解釈したのです。

(J 委員)

これは1番最初のNPOのことなのではないですか。

(C 委員)

だから共通の目的というのはNPOかなと私も考えて、だからその自治会とはといたら、共同体意識とか。あとで別に直そうかなと思いついて。

(J 委員)

ここに書いてある、3つに分かれているわけでしょう。

(D 委員)

かからないですよ、それは。

(J 委員)

最初は N P O でもって、その次が自治会でもってあとは共同体といったら自治会とかありますけれども、そういうふうを考えて解釈したのですけれども。

(C 委員)

では、地域社会は別個ということですか。

(D 委員)

これは、かからないでしょう。これを書いた B さん、これは共通の目的というのは。

(委員長)

私は全部かかりますよ。私のコミュニティの原点はいわゆる自治会でいう班レベルのことから含んでいますから。

(D 委員)

では、それはここで定義したいのは共通の目的というのが、全ての部分にかかるのですか。

(委員長)

全てにかかるとして考えております。

(C 委員)

私は、ちょっとそれは違うかなと思うのですけれども。

(D 委員)

ちょっと違うかなと思いますよね、それは。

(C 委員)

目的というと、どっちかというとNPO的なイメージだと、私は思いますので。

(J 委員)

単純にそういうの、共通目的というとNPOということですよ。

(D 委員)

自治会だって目的は出すけれども、自治会にそんなに明確な目的がなくても、地域の交流なり、なんだかんだはあるのですけれども、そんなに目的意識で、毎日せっせと自治会に所属しているわけではないので、地縁的な感じか何かなので、人々の集団で終わって、地域社会というのであるならば、では、Cさんはどういうふうに。

(C 委員)

私がちょっと考えていたのは、市民等によると書いてあるのですよね。市民等により共通の目的のためまたは共同体意識から主体的につくられた多様な繋がり、多様な活動の場をもつ集団、近隣社会。

(D 委員)

何かよくわからなかったです。

(C 委員)

いろいろなことを入れてしまいましたから。

(D 委員)

ちょっとわかりづらいですね。

(J 委員)

コミュニティに近隣社会というのは…

(C 委員)

先生のお言葉を、最初は、「主体と場がおりなす多様な空間」をと思ったのですが、Bさんがこういうふうにしたから、ちょっとそういうふうにはなくて。

(D 委員)

ちょっとわかりません。これではいけないのですか。私は共通目的というのがかかれないと捉えて、それぞれ別の集団みたいに書いて、それでいけないのかなと思うのですが。全部にかかるのはおかしいのですけれども……

(C 委員)

自治会が本当に共通の目的を持っているのかな。

(D 委員)

違いますよ。だから下のほうは地域社会というのは自治会みたいなのであって、とらえたのですけれどもね。順番は別として上は市民活動団体みたいなのかそんなのかなと思って。

(C 委員)

地域社会というと自治会とはもうちょっと違う意味ですね。

(D 委員)

それでは、自治会はどこへいくのですか。

(C 委員)

だから本当は集団に入るのだけ。

(J 委員)

それはいろいろな人の解釈の問題ですよ。だから特定の人にしか開か

れていないことで判断しないほうがいいのではないですか。一般的にはあれですね、自治会というのはやっぱり地域社会だというふうに皆思っていますよね。

(D 委員)

地域社会ですね。基本的に。

(J 委員)

だからこのコミュニティというところで、最初に地域社会とか共同体と書いて、そして、3つ目にそれをかけば、そうすると、素直に自治会とか、あるいは社協とか教育委員も含めて、その次にNPOとか市民活動団体とかになりますよね。

(D 委員)

順番はそのほうがいいと思います。

(C 委員)

そうなるとちょっと先生の定義とは。先生の定義の考え方とは違いますね。

(関谷先生)

コミュニティというのは、そういう自治会とか、NPOとか、そういう主体に関連されるものではないということが私の考えですね。ですから主体と場と両方があるって、コミュニティを成しているというふうに一貫して説明を申し上げているのですけれども、その場合の場というのは支援としての場かもしれないし、この地域の持っている歴史としての場かもしれないし、いろんな場所性なのですね。だから主体とその場所性というものの両方がいろんな形で組み合わさって、成り立つものというのがコミュニティの基本的なイメージで、そこにどういうウエイトをおくかによって、自治会がうまれてきたり、NPOがうまれてきたり、ほかのものがうまれてきたりということもするでしょうから、何か、定義というのはあまり特定化するのではなくて、いろんなものを包摂しうる

ような形にしておいたほうが良いと思います。

(E 委員)

それで細かくいうと、これでいいのかなという疑問は、集団ということなのです。私は集団を含む地域社会とか、そういう言葉なら理解できるのですが、集団はコミュニティではないと思うのです。そういうふうに思ったのでちょっとおかしいなと、ちょっと…。

(J 委員)

それが、今先生がそういうふうにおっしゃったから、いわれたから、それはわれわれもスッと入っていくのですよ。ただ、では、その場といったって、人々が最初に思う言葉というのは、やはり具体的にイメージするものがなかったら、おっしゃるような場というものが出てこないですよ。何も無いところに、場というものは考えられませんよ。だから、やはりそれは、自治会なり、そういったそれから集団であるというところから、そこから、それは先生のやりとりは場なのですよと、場という考え方が、それはコミュニティなのですよという、それはきちんと理論づけできますよね、それをやれば私もすんなり入るのですよ。そういうふうに出てくるのではないと。

(E 委員)

そうですね。そういうことを含むのが地域社会だと。

(C 委員)

私は自治会もコミュニティだし、それを構成していろんな大きいくぐにやぐにやとなっているというところもコミュニティだと。

(E 委員)

それを含む地域社会なのです。

(J 委員)

断定できるものではないのですよ。

(D 委員)

それだとわかります。ただここが自治会だとそういうふうにここでコロコロとしたのがコミュニティというよりも、それはわかります。そうするとやっぱり定義を書き直さないといかないのかな。だからこういう多様な、では、こういう多様な集団や社会が織り成す、織り成すというか、多様に構成する地域社会とか。社会そのものは形がないのだから社会でいいのではないですか。

(J 委員)

場でもいいのですよ。最終的にそういうことの場合ですよという言葉を使うのはいいのですよ。ただ、そこに至るまでのプロセスというか、皆が考えている、その受け止める時の考え方の中に、大事なことが明記されないようなことだったら困るなど。

(D 委員)

すごくとらえにくいですね。

(C 委員)

だから宇宙を考えたほうがいいですね。小宇宙があって大きな宇宙があるわけではないですか。

(J 委員)

参加条例という条例をつくるのだから、もっとわかりやすくしなければいけない。

(D 委員)

それでたぶん私たちは、なんとかかんとか先生のお考えが理解できるけれども、これがいきなり地域の何かこう多様な主体とかなんとかいわれてもよくとらえられない、というかそういうもので構成されている柔軟な地域社会とか、柔軟というのもよくわからないかもしれないけれども、そういう地域社会というふうにやってしまったほうがいいのかも

ないですね。何々を含む地域社会というように広い……

(E 委員)

そのほうが、イメージがわきやすいですね。

(D 委員)

イメージわきやすいですね。

(E 委員)

そんな感じでいいのではないですか。

(D 委員)

自治会も入っているし、市民団体も入っているしというふうにそのぐ
らいのレベルに、ちょっと落としてもらわないとわからないです。

(J 委員)

それでなくたってコミュニティというものは、いろんな解釈をされる
のですよね。せつかく。

(D 委員)

自治基本条例でかなり問題になったのですよね。自治会が入っていな
いから自治会を入れてしまったのですよね。

(J 委員)

失礼な言い方だけれども、例えばうちの老人会がある、コミュニティ
と云って皆さんわからないですね。やっぱり具体的に噛み砕いて
話してあげないと、そのときどういう場を今先生のお言葉がいうのはど
ういう場ですよということをいわないと、そういうことかとならないの
ですよね。

(D 委員)

やっぱり自分の経験とか価値観とか、そこから生み出していかないと、

いきなりではわからないから。それにだいたい自治会という既存の団体がいっぱいあるわけですから、その辺を含めて表現していったほうがいいのかと思いますね。

(E 委員)

Bさんにその辺はお聞きして。

(委員長)

今皆さんにお返しして、こう書いたらいいですよということをやろうと思っていたのですが。

(C 委員)

先生の定義は、空間というところが、ちょっとわかりにくいなど、あそこがね。

(委員長)

ある意味、私だけかもわかりませんが、それこそ、家族もコミュニティだと思っているのですね。それで、もっと活発にやらなくてはいけないのは、書いてはいないですけども、自治会レベルのいわゆる班単位のことを、一番強くイメージしていると。ですからそこが、ズレがあるのだなど。

(D 委員)

それで、そうすると、はっきりいえば共通の目的のためにというのは、いらないのかなと私は思いますけれどもね。定義として。結果それが共通の目的になるかもしれないけれども、こういうふうな円が重なりあって、こういろんな集団とかいろんなものを重なり合って、それで、ワーッと広がっていくのが。

(兼子コミュニティ課長)

ちょっといいですか。ちょっと先生にお聞きしたいのですよ。今議論されているコミュニティのことで、自治基本条例と今の定義の話がある

のですけれども、これはあんまり違うというのも、市民の側が、また余計にわからなくなってしまう。今、第6条、基本条例の第6条に謳われている文言があるのですけれども、その文言一応整合してつくらないと、市民が基本条例のときはこれで、市民参加条例のときはこれだと、その整合というのは。その辺はやっぱり基本条例を踏まえながら…。

(関谷先生)

本当はそうなのです。基本条例の定義は、確か主体が列挙されていただけでしたね。

(D委員)

自治会とか、そのNPOとかそういうのを含むということで、そういう社会になってくれば。

(C委員)

私の最初の定義は、主体の中に地域コミュニティを入れたのです。

(D委員)

それがわからなかったのです。

(C委員)

主体だから地域コミュニティなども主体という言い方をして、結びつけていく。

(D委員)

ちょっとわからないし。

(E委員)

自治会、NPO……

(D委員)

自治会、NPO、いろいろありますね。PTAとか子ども会とかいろ

いろいろありますね。そういうものなども含む地域社会を、コミュニティと。

(委員長)

地域コミュニティということで、地域をやっぱり地域コミュニティとコミュニティというのは、これはやっぱり違うものですから。

(E委員)

そんなに、皆難しく考えないのではないの。地域コミュニティもコミュニティも。そこまでしなくて、私はいいと思いますけれどもね。

(委員長)

逆にいうとこれはもう地域コミュニティということで自治基本条例に準ずるということであれば、これは一番すっきりする。

(E委員)

それはもう基本条例でいってることでいいのではないですか。

(D委員)

なんて書いてありますか。

(E委員)

地域コミュニティ、これは市民ならびに市内で働く者及び就学するものは自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団、以下市民コミュニティと。

(C委員)

自治会やNPOといった集団が地域コミュニティといているのですね。だから、主体なのですよ。

(関谷先生)

集団なのですね。

(D 委員)

集団というところがちょっと。

(E 委員)

多様な集団。自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団。を含む地域社会、でいいのではないですか。

(J 委員)

そうしたら結局先生とのあえて理解、解釈の違いでいけば、今いったのは地域コミュニティでしょう。先生がおっしゃっていたのはだから、コミュニティですよ。

(D 委員)

では、集団ではないというものも含んでいるのですよね。集団だけではないと。

(E 委員)

こういう集団は織り成す縦横で織り成すそういう社会的な活動ですよ。そういう場が地域コミュニティですね。

(D 委員)

だから含む地域社会ですから、集団というのを抜かせばいいのではないですか。

(J 委員)

だから、自治基本条例……

(E 委員)

などの多様な集団、何々などの、多様な集団。

(J 委員)

流山市の基本条例に合わせたままでいいのではないですか。地域コミュ

ニティにしても。

(E 委員)

集団が織り成す地域活動、地域社会。

(C 委員)

地域社会にするとちょっと違う。

(D 委員)

こっちの中身と違ってくるのですか。参加条例の中身と。忘れていたらそれは困るわけで。

(C 委員)

それで、この前は、地域のコミュニティ。

(J 委員)

地域コミュニティにしているわけでしょう。

(C 委員)

違います。地域のコミュニティ。

(D 委員)

だからあえて別に違うよという意味を含めて。

(C 委員)

先生の定義に準拠しているから。

(D 委員)

だから地域コミュニティに「の」を入れて。

(J 委員)

「の」を入れて。

(D 委員)

あえて違うよと。違わせようとしているわけだから。

(J 委員)

かなりマニアックですね。

(C 委員)

だから整合性を取るために、その地域コミュニティは主体の1つですよという言い方をしなければならない。

(委員長)

Cさん、これ地域のコミュニティとこの文章の中に、単にコミュニティという両方を使っているわけですけども。

(C 委員)

それは直さなくては。

(委員長)

この13ページに地域のコミュニティの参加とあるのですけれども、その文章の中にあるコミュニティということであれなのです。もしこれが同じ意味だったら、地域のコミュニティというのをどこかに以下コミュニティというというような整理の仕方をしないと。

(C 委員)

どこか抜けていますね。下の基本原則には地域のコミュニティと書いてあるけれども。

(D 委員)

それはちょっとあとにしてください。

(委員長)

基本は自治基本条例で地域コミュニティということで、私なんかはコミュニティという、もっと広いあれではなくて、ここでは地域コミュニティということで統一するというのであれば、そういう言葉しか使わないということであればその定義の仕方です。というふうに思いますけれども。

(C 委員)

そうするともう 1 回見直さなくてははいけませんね。

(J 委員)

これは例えばこの条例によって、訴訟問題も起きてくるのであれば、定義の問題とかそういう非常に微妙な部分も出てくると思うのですがね。正直な話、ここは 5 番でもって、地域のコミュニティということのために、最初に冠をつけて、あとの中の全部コミュニティとしたらどうですか。1 つ 1 つにいちいち地域のコミュニティと、地域をいれるのもわずらわしいからという話で。ここでいっているのはあくまでも地域のコミュニティですよということで、コミュニティそのものについては、先生からわれわれが受けたコミュニティということで理解をしていると。だけど実際にそのことを中身で本当に定義の中だけでもって、皆に浸透させるのかとなると、やはり、地域のコミュニティという言い方の中で、さっきやった自治基本条例の内容をそのままおいたのではだめだというふうにおっしゃっているわけでしょう。C さんは。違うということでしょう。

(C 委員)

定義の使い方が、要するに先生の定義に準拠しているから、地域コミュニティと書いてしまうと、自治基本条例の集団だけというふうになってしまうから、その矛盾を解消するためにあえてコミュニティにしたというのが最初の考え方です。地域コミュニティの定義を変えてもいいというのであれば、別に。

(D 委員)

ここでだからどういう表現をするか、中身は変えるわけにはいかないから、だからそうするとあっちとこっちと整合性をもたせるためには、どうしたらいいのでしょうか。

(C 委員)

だから前書いたのは、主体の中に地域コミュニティを入れれば、繋がりがでてくるかなという。

(D 委員)

コミュニティと、コミュニティとってかいておいて、この中にいろいろな地域コミュニティの、

(C 委員)

地域コミュニティも入っていますよということですね。

(D 委員)

だから地域社会というのは地域コミュニティの大きなもの…それとはまた別ですか。

(C 委員)

もともとは先生は主体と場が織り成すという考えで定義をつくったのですよ。だからその主体の中に地域コミュニティがありますよという。

(D 委員)

では、地域社会とはまた別なのですね。

(C 委員)

私の定義では地域社会は入れていませんでした。

(D 委員)

入れてなかった。地域社会という代わりに地域コミュニティ、代わりというのではないけれども、その概念ではなくて、その地域コミュニテ

ィという概念も入れたわけですか。

(C 委員)

違います。だから主体と場という2つのキーワードがあるから、そうすると地域コミュニティはどっちかというのと集団に入っているわけでしょう。

(D 委員)

だから主体のために主体がその集団であったり、個人であったり、それはもういろいろだということですね。それで場というのもそのときそのときで変わるわけですね。

(C 委員)

そのとらえ方も……

(関谷先生)

もちろんそういうこともあるのですが、なぜ、私がこう申し上げるのかといいますと、主体という意味だけでコミュニティをとらえてしまうと、主体だけがぶつ切りになってしまって、結局本当の意味での連携というものが出てこなくなってしまうのですよという話なのです。自治会は自治会、NPOはNPO、ボランティアはボランティア、だから、私はこのコミュニティを主体だけで定義するのは、嫌なのです。結局その連携という部分が、全然その意味合いとして組み込まれなくなるのです。ただ場というのは、それぞれの主体の成り立ちから価値観から経験から手法から違うけれども、でもその場として共有するもの、その場と云って、歴史的な意味での場もあれば、まさに今この生活空間を共有しているという意味での場でもあれば、いろんなものが共有して、それぞれの文脈でいろんな連携がその中で生まれてくると。これは未知数ですけれども、そういう繋がりというものも実はコミュニティの中には、非常に大きな意味としてあるというのが私の意見です。

(D 委員)

でも、それがここで私よくわからないのですけれども。

(J 委員)

その言葉だけの意味でいけばね。これは理解できるのですよ。だから要するに主体と場というものについて、それはコミュニティなのだという、そこは理解できるのですよ。今度は逆に、条例の中にあるコミュニティというものが、では、それは主体と場ですよといったときに、では噛み砕いて、それはどう表現するのですかとそのところがきちんとおさえきれないと、この条例そのもののこのところで、皆戸惑ってしまうのですよね。

(D 委員)

この5番の地域のコミュニティの市民参加といったときに、そこが全然よくとらえられないのですよ。今おっしゃった意味はわかったのだけれども、それでそういうふうに集団とこれとの垣根を越えてこういうコミュニティというものを、言葉で接したいとかではなくて、この条文の中というか、その中にちょっと、何かよく…。

(C 委員)

入れていますけれどもね。協議会レベルとかそういうところには、場をつくりましょうという書き方をしています。

(D 委員)

地域まちづくり協議会ですか。そしたらそれはまた1つ集団という形の言い方になってしまいますよね。

(C 委員)

集団ととらえてしまうのですか、それを。

(D 委員)

それを、では、場づくりとするわけですね。そういうふうな形の、つまり。

(J 委員)

それは違うと思います。今の先生の話聞いていると、場というのはやっぱり連携という言葉のイメージでいっているのもあって、だからあくまでも協議会そのものだってそれは主体ですよ。これははっきりいって。主体ですよ、逆にいえば。だけどそれが主体であって逆にその中で行われていること自体が場なのだということであって、そこで協議することがなければ、その協議する行為があってはじめて場だということを、今の先生の定義でいけば私はそう理解できるのですよ。

(E 委員)

私も似ているのだけれども、そういういろんな主体がいろんな集団に、主体が織り成す行動と主体と行動で、成り立っているのがコミュニティ、両方ですよ。だって主体だけでは何の意味があるのか、主体が行動して、何か行動して、その中から連携とか何とかが生まれてくるのであって、それを合わせたものが地域社会であり、日本語では地域社会であり、英語をいければ地域コミュニティと。そのくらいざっくりでいいのではないですか。

(J 委員)

あまりそのところをマニアックでなくてもいいのではないですか。

(E 委員)

一般の人が見て地域をはずしても、何かよくわからないと思いますよ。

(J 委員)

1 番失礼な言い方かもしれませんが、先生に対しては。われわれがここで使いたい手法というのは、やっぱり自治基本条例にあるその定義と合わせていって、それでこの条例そのものを実際に皆さんで共有することについては、そういう定義で共有してほしいという気持ちがあるのですね。それはだけど、学問的にはおかしい定義になってしまいそうなので。

(関谷先生)

学問的なこだわりの部分は個人的にあるのですけれども、それ以外に一般市民に対して、おっしゃるような形で表現したほうがむしろいいと思うし、ただもう1つ気になるのは、行政が市民をどう見るか、どういう事業を組み立てるか、どういう補助金を考えるか、ということ想定したときに、これはもう自治会しか想定していないのですね。そういう事例というのはいっぱいあるわけですよ。だから、自治会というよりも特定の集団しか想定していないということですね。そういうふうにならないように、行政が想定しているものをもっと開いていくような意味合いで理解できるようなものにしておくといいのではないかとこの狙いの意味です。

(J委員)

そこはわかります。

(E委員)

それは、いろいろな例をあげて自治基本条例のほうで定義しているわけですから、それはそこで、大きなところで定義されているから、もうちょっと噛み砕いた言い方でいいのではないかと思うのですよね。

(D委員)

わかります。そうすると集団とか地域住民が連携してつくり出す社会みたいなそういう形ぐらいで、その連携してつくり出すというふうな形の社会にしていく、地域社会ぐらいにしたらどうなのでしょう。

(J委員)

先生のご心配されている部分というのは、市民が、今そういうことを言えば、この条例をつくったがために、これによって、例えば市民が行政に対して補助金の出し方についてはあまりにも偏ってはおかしいのではないかという訴訟問題をするとき、行政の回答が何をいっているのですか、この条例の定義はこうでございますよというので、つっぱねら

れる恐れがありますよという話に、私は聞こえたのですが、それはその通りですよ。ただどこまで行政はやるかなという気持ちは。だからどちらかというところかなり屁理屈になってしまうかなと思ったから、もう少しやっぱりわれわれが私の気持ちとしては、一般市民がわかりやすい定義でここは通過できませんかという。

(関谷先生)

それは、おっしゃる通りです。

(D 委員)

それで具体的にとして私は今申し上げたのは、つまり人々のNPOや自治会やそのいろんな共同体や集団や地域住民が連携してつくる地域社会みたいな形でしょう。それぐらいでいいのではないですか。

(委員長)

私がついていっていないのですが、先生に確認したいのですが。今の表現だと集団であれ、自治会であれ、なんであれその単一なものの理解で終わってしまうと。そこで連携することによって新しい場というものは、それもそのコミュニティというふうなその広がりをもつ定義づけが必要であるということですか。

(関谷先生)

はい。

(E 委員)

NPOもその中に入っているのですね。

(D 委員)

だからそれは集団だけではなくて、その地域住民もという言葉を入れて連携して、そのつくり出す地域社会。

(C 委員)

ネットワークになっているような、複雑な社会というイメージが私は。

(E 委員)

だからいろんな多様な活動なのです。

(D 委員)

だからそこをつくりだしていく、アメーバみたいな存在みたいな。

(委員長)

単一もそうなのです。

(D 委員)

そこはBさんのコメントではそうでも、ここの中でのコミュニティは、今は、そうではないではないですか。

(委員長)

いえいえ、そうではなくて、単一もコミュニティだということでしたよね。実際、単一もコミュニティ、そして、その連携もコミュニティ。

(関谷先生)

単一のイメージではないのですよね。単一はあくまでも主体です。その主体をコミュニティとイコールにしてしまうのはどうかということですね。

(D 委員)

そこがすごく問題視されたのですよ。

(C 委員)

それでさっきの自治基本条例の地域コミュニティとの連携は、私が考えているように主体の中に地域コミュニティがあるという考えでいいですか。恐らく兼子さんの心配しているのは自治基本条例の地域コミュニティの定義とこっちのコミュニティの定義がどう繋がるのですかという。

(E 委員)

こっちは集団で切っているのですね。集団以下コミュニティ、コミュニティとあるのですよ。主体だけをあげている。

(C 委員)

主体の中に地域コミュニティが入るということで、ここのこの場をおさめておいてよろしいですか。

(関谷先生)

いいと思います。

(D 委員)

それは絶対今わかりました。それはオッケーです。できると思います。集団の中にそういう地域コミュニティも入るよということ、それでそういう説明だから大丈夫です。Bさん、書いてください。

(委員長)

ちょっと、私は自治会もコミュニティだと思っているのですよ。それを主体であってコミュニティではないということになると、ちょっと。だからそれは、一般の人たちがどう思っているかということ、コミュニティということ、自治会がでてくるわけですよ。ここでもう。

(E 委員)

自治会やNPOやPTAや地区社協やなんかが織り成す、そういった地域住民が織り成す連携とか活動なのですよ。

(C 委員)

ちょっと待ってください。自治会とかあれは地域コミュニティというコミュニティと理解すればいいのではないですか。

(E 委員)

私たちが使うのは、自治会の話をする時は、コミュニティなんて言わない。自治会でいい。何とか自治会、何とか自治会、何とか自治会で、何とかコミュニティなんて言わないですから。それは大丈夫ですよ。

(委員長)

Gさん。

(D委員)

だって今までずっと議論してきたわけではないですか。もっとコミュニティ部会でそのことを。

(C委員)

こちらで考えていたのはBさんおっしゃるように、自治会とか1つのさっきの小宇宙論、大宇宙論と同じようにコミュニティですよ。

(J委員)

だからBさんが言われているのは、自治会はコミュニティというのでいいですよ。だけど今先生がいわれているように、本当のコミュニティということは、そこで主体だけにしてはだめだと、自治会も1つの、そこだけにしてはだめですよということをいわれているわけですから、別に間違っているという話ではないのですよ。今ここでわれわれがつくろうとしているのはあくまでもコミュニティの解釈で。

(C委員)

自治会をコミュニティとして考えて、その主体は各会員ですよという考えも成り立つと思うのですけれども。

(J委員)

それはちょっとこじつけになってしまいますね。Cさんの話はあまりにも掘り下げすぎですよ。わかりますけれどもね。ただこの場でもって、そういうふうに方向すすんでいってしまうと、外に出すときに、皆がわからない話になってしまうから。それは、どこかでブレーキかけましょ

うよ。

(委員長)

だから、私も一番怖いのは、外に出したときに、やっぱり今まで皆が思っているコミュニティとやっぱり違うというのですかね。

(E 委員)

だから今の J さんの案であれば自治会、NPO、地域の地区社協でしょう。PTAとか。地域消防団とか。例えばそういうふうにかは別として、そういうものも織り成す、それも地域住民が織り成す、連携して織り成す集団とかの総称をコミュニティという。

(J 委員)

だからいいのです、入っているのですからちゃんと。

(委員長)

私がいっていたのはコミュニケーションとかコにつく言葉はいろいろありますけれども、基本的にその人と人というのですか、人が集まるところが、集まっているところがコミュニティだというふうに私は思い込んでいたのですけれども。これは主体の集まりというふうに、先生もおっしゃったので、だからさっき私の申す班レベルのことをコミュニティだと、まさにそうなのですね。

(E 委員)

それは、言葉のあやであって、人が集まっただけの集団もあるのですよ。

(J 委員)

だからだんだんそうやって1人1人のもっているボキャブラリーといえますか、その解釈をもって論じていくときりがなくなってしまいますよ。だからあくまでも、皆が最大でどこまで理解できますかということだと思います。

(E 委員)

代表的な自治会とかPTAとか、NPOとかそういうものの集団がいろいろな活動をして、例えば地域活動みたいな、そういうものでいいのではないですか。

(D 委員)

だってそれに基づいて、これを議論してこれが書かれたのではないですか。すごく最初の原点から、もう違ったままですっていつてしまっていることになるのですか。

(C 委員)

だからさっきも言ったけれども、地域コミュニティというのをどう結び付けるかということを議論してきた。

(D 委員)

Cさんはそんなことをおっしゃるけれども、部会の中でそれが共有できていないことで、もとへもどらなければならない。

(E 委員)

もっとわかりやすいものをね、PTAとかね、自治会とかね、そういう言葉を入れていって、それで十分なのではないですか。

(委員長)

PTAもコミュニティではないのですか。

(E 委員)

コミュニティですよ。だからそういう団体、集団が。

(委員長)

PTAという集団ではなくて、これは先生のあれからすると、主体なのですよ。

(E 委員)

だからコミュニティを織り成す主体です。それがなかったらコミュニティはできないです。コミュニティを形成する1つの要因というか、あるのですよ。

(委員長)

一般の普通の人、PTAはコミュニティだというふうに。

(E 委員)

だからここでの定義は、そういうものを含む地域社会ということでしょう。

(D 委員)

この参加条例の中でこういうふうにコミュニティはとらえていますよという定義をして、条文を書くわけですか、ではないですか。だからそこでちょっと今まで思っていたコミュニティとちょっと違うなというふうには、それでここが入るわけですから。ここに趣旨がちゃんと入るわけですから、では、今まで議論されたことはというふうになってしまうのですけれどもね、そこまでいってしまうと。

(J 委員)

Bさんがそういうふうに解釈されるということに対しては、間違えていないのですよ。定義ですから。ただしそのBさんの言葉だけでもって外に発すると、少し不足しますよということを申し上げているだけの話で。

(D 委員)

この中を、ここをちゃんと表現しないと、言葉の定義ではないといけないのですから、これを表現して、なおかつそのあちらと矛盾がおこらないような定義を今いっているわけではないですか。だから、本人が今まで自分の価値観だと、私もそんな定義ではなかったけれど、今ここで

話し合っているのは、ここの定義なのかなというふうにして、共有していかないと。

(E 委員)

だから、ある意味ではいろんな理解があるから、このところでは、こういう意味でつくっているのですよということを説明するだけで、皆が個々に描いているイメージは違ってたっているのですよ。

(D 委員)

それは違ってたってしょうがないですよ。

(E 委員)

ある人はPTAをコミュニティとっていない人がいたり、ある人は思っていたり、NPOは違うと思っていたり。

(D 委員)

さっきいいましたよね。でもそれを定義しようとしているのですから。

(E 委員)

その混乱を整理しようとして定義しているのですから、なぜ定義するのかということですよ。それでいいのではないですか。あまり難しく考えないで。

(D 委員)

何かいいような気がするのですけれども。

(E 委員)

一般の人がわかりやすいほうがいいですよ。そのために、例をあげて、自治会とかNPOとかPTAとかね。

(J 委員)

くどいようですが、先生もおっしゃったコミュニティというものは、

私も勉強になりました、ここでね。なるほどなと思いました。

(D 委員)

なるほどと思いましたよね。自治基本条例ではそれしかコミュニティはとらえていなかったのですよ。だからそこがすごくああ進化したかなと思うのですね。

(C 委員)

基本的には先生の定義をベースにして。

(D 委員)

やったでしょう。今まで議論されてきたはずではないですか。そちらのほう、コミュニティだということを。

(C 委員)

多様な空間という、空間というのが、ちょっとわかりにくい。それで地域社会におきかえてしまったらまずいですかね。

(関谷先生)

わかりやすくという点でいえば別に特段そんなに支障はないと思いますので。

(E 委員)

先生の趣旨と多く異存していないと思いますし。

(D 委員)

空間と場というふうになると、ちょっとわかりにくいですよ。

(J 委員)

先ほどの、行政と市民との争いになったときには、それこそ、行政が寛大な気持ちを持って、してもらいたいですね。

(D 委員)

だから、かなりここは、行政が理解できるかどうかというところですよね。

(E 委員)

委員長に議事進行をお願いしたいのですが。もう時間も…
私の担当の協働の…

(委員長)

ちょっと待ってください。私まだあれなのですね。やるのがDさん、そのとき今の論議された内容を受けて、これを条文化する、行政の皆さんは、決められたことは、定義づけはわかったということですね。

(兼子コミュニティ課長)

はい。やっぱりこれは自治基本条例の基があって、今先生がいったのもわかるのです。Eさんもいったけれども、いろいろな自治会、PTAというのも本来はコミュニティ、その集まりもコミュニティ。

(D 委員)

地域住民という個々も、それと集団と地域住民と、それぞれいろいろ連携してつくる地域社会がコミュニティ。そこにしましょうよ。そこで何とかわかりやすく表現。

(委員長)

Iさん、今のわかりましたか。

(I 委員)

わかりました。だから結局そういう活動のために、人が集まってある程度団体といっても、2人になったらもうコミュニティなのかもしれませんが、人が集まること自体もコミュニティだし、そういうところに議論をする場というか、集まることもコミュニティだし、行動することもコミュニティというようなイメージなのですよ。

(J 委員)

だから参加。参加ということはそういうことですよと。

(E 委員)

あまり難しくしないようにしましょう。ある人は自治会と思ったら、それでもいいし。

(C 委員)

主体の中に個人もあるし、いろいろな団体があるから、そういう主体と私は場を入れておいて、その場が構成する地域社会というくらいの定義で。

(D 委員)

場というのは難しいです。連携するくらいのほうがわかりやすいです。

(関谷先生)

人だけを想定してしまうからわかりにくいのですけれども、田んぼだって、里山だって、あれは場なのですよ。でもあれだってコミュニティの一員ではないですか。というイメージもあるのですよね。

(D 委員)

では、場所という。

(I 委員)

場所という意味ですね。

(J 委員)

だから、先生のいわれるのは、次に空間とくるから。

(委員長)

はい、考えて悩んで、一応なんらかの形にします。それをまた皆さん

で、ちょっとあれしてください。それで次に移りまして、Eさん。

(E委員)

ちょっと、すみません。時間もないので。皆さんに大議論していただいた、17ページの協議型協働の推進と。それで先生、名前、ネーミングいろいろ大議論をしてですね、頭が混乱してしまって、結局一番いいかということで、協議型協働ということで、堅苦しいですけれども、却って難しくわかりづらいという議論もあるのですが、一応ここでは、この条例では、協議ということが非常に今協働では重要であると、最大に重要なことだと、そういう対話をする、話し合いをするみたいなのが、協働の副産物ですが、効果としてあらわれたらいいということが先生のお話なので、あえてここでは協働型協働という名前にしたらどうかということで、この趣旨の下の方に書いてありますが、「実施に当たっては、両者が十分に協議することが大切であるところから、あえて「協議型協働」とする。」これは特出ししたのですけれどもね。

(関谷先生)

強いメッセージになりますね。協働があまりにも拡散し過ぎているという。

(E委員)

先生のいうように、協働という言葉を使うのはやめようかというね、行政に利用されているのではないかみたいな、私は決してそういうことはないと思いますけれども、実際やってみるとねと思いますけれども、やり方はあると思うのですが、そんな議論もある中であえて協議型協働とするという流れにしようということになったのですが、結論が。従ってあと以降この協議型協働というのは名詞ですから、協働は全部協議型協働と置き換えました。

(J委員)

しかしこれ、協議型協働って、すごく、何か重たくなりますね。

(C 委員)

インターネットでも協議型協働というのはでてこないですね。

(副委員長)

すみません。この辺の議論の時に、私は休んでいたもので… あの、協働って、そんな類型があるのですか？

(C 委員)

いろんな型っていう意味ですか。

(E 委員)

それは、ないところに名前をつければ、協働には協議というものが非常に重要だと、それを特出しにして、強烈なインパクトをあたえようと。

(副委員長)

ただ、その協働というワードだけだと、ある意味では、その…

(E 委員)

類型ではないです。勝手につくったのです。そういうことです。

(D 委員)

そうするとせつかく協議型協働としてあえてネーミングしたというようなことを、趣旨に入れるのかそれとも前に入れるのか。

(E 委員)

定義に入れます。

(D 委員)

定義にいれるのですね。もうちょっと丁寧に、そのこの間傍聴していた人も、なんで協議型協働と、協働につけなくてはいけないのか、ちょっとよくわからなかったみたいですよ。だからやっぱり協働というのはどっちかというのと、今までは上下関係とか下請け化とか、住民が安くつ

かわれるというような、そういう協働を払拭するために、本当に市民自治というところで、あえてネーミングしたというようなことが、もうちょっと丁寧に書いたほうが、あえて、それでさっきも類型があるのですかね、市民型協働みたいな感じでね。だからなんでそんなに言葉によってすごくいわれてしまったので。

(C 委員)

定義はいるでしょうね。

(E 委員)

協働のところは協議型協働にしたのですよ。私が二重線をつけたのですけれども。

(D 委員)

それでその定義をもうちょっと丁寧に説明しないと、何なのというふうにいわれるような感じで、議論が流れていてもよくわからなかったみたいで。

(E 委員)

では、ちょっと考えます。次回まで。

(副委員長)

私なんかは、パートナーシップといった方が、わかりやすい気がするのですけれどもね。

(E 委員)

パートナーシップまではいかないのですよね。

(D 委員)

それは人のイメージがものすごくあるから、イメージで簡単な言葉とかは使いたいのだけれども、簡単な言葉は意外と皆がそれぞれイメージをもって、価値観をもって、いろんなプロセスをもっているではないです

か。だからここは新しい言葉をつくり出して、新しい定義に入れていくというやり方をしたほうがいいなというふうに。

(副委員長)

確かにそれは理解できます。

(D 委員)

それでEさん、もうちょっとやさしい言葉を出してきたのだけれども、やっぱり。

(E 委員)

いろいろなのを考えたのだけれども、対話する協働とかね。話し合い協働とか。

(D 委員)

助け合い協働とか。

(E 委員)

助け合いの協働とか。

(副委員長)

確かにいろいろありますね。資料いただきました。ありがとうございました。

(D 委員)

それだとやっぱりよけいにそのイメージを、それぞれが勝手なイメージを持ちすぎるのではないかということが小難しい。

(E 委員)

いずれにしてもどんな名前をつけても、話し合う、対話するとかね、という名前をつけたとしても協議型協働とつけたとしても、なぜ協議型なのか、なぜ話し合い型なのかというやっぱり定義というか、コメント

はいると思います。それをしておかないと知らない人がみたときになぜあんなこと、なぜ協議なのかということになってしまいますから。

(D 委員)

だからそれは定義の部分で早くね。

(E 委員)

それは言わないと。

(委員長)

こないだもお話したのですけれども、協議を強調するということはわかるのですが、この間もお話したようにその協働というのは十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場の中で連携し、協力して活動することをいうと。この中で1番大事なのはやっぱり活動をどうするかということ、そのためにその協議もあり、共有もあると。でも全ての言葉を協議型協働とすることによって、これの協議だけ強調してほかのところはやっぱり意味が受け取る上で非常に弱くなって、やっぱりその本来のわれわれがやろうとしている協働ということが伝わらないのではないかというようなことを私は申し上げています。その点についてはこの間はそれでも協議を強調すると。

(E 委員)

若干、そういうデメリットはありますよ。

(委員長)

若干ではなくて、私は大きいと思いますよ。

(E 委員)

だけれども、これは、条文をよく読んでもらおうと、やっぱりその協働することの仕組みとか、協働せざるを得ないような仕組みとかいうふうに盛り込んでありますので、私は十分にこの実効性があると思いますので、その上でそれをすすめていく上で大事なものは協議だよということは、

あえて特出しするという意味だと思しますので、その心配はないのではないかと、薄いのではないかと。

(J 委員)

私も若干今 B さんのいわれる、協議型協働という言葉は重く感じましたよ。もう 1 つは、1 番大事な活動という言葉が弱まっているなという思いはこの中で感じたのですよ。そこでその趣旨のところ、ちょうど 2 つめのパラグラフというのか、いわゆる協力して活動することで、満足度の高い流山市実現の一助とする。というところでこの部分をもうちょっとクローズアップして、そういうことで、その活動ということについては、協議をしていくということには重要であるというようなそういうことについておかないと、そのあとその協議型ということについてはすんなりくるのですけれどもね。

(E 委員)

協議することが大切ということをもう少し強調するということ。

(J 委員)

まずその前段もそうでしょう。お互いの長所を出し合い弱点を補って活動するのだというところを、ここは、せつかくここは、E さんの売りだったのですから、長所と弱点ね。

(E 委員)

それはいいのではないですか。

(J 委員)

この 2 つのパラグラフをもうちょっと最終的にうまくまとめられるような文章化できないかと。

(E 委員)

もっといえばなぜ十分に協議する必要があるのかということですよ。それは定義のほうというか、何かでちょっと説明しないと。

(J 委員)

そうしておかないと趣旨に協議型、基本原則にも協議型。

(E 委員)

それはありますよね。協力して活動することだといっていますからね。

(J 委員)

だから活動するというところをもうちょっと。

(E 委員)

活動することを目的としているのだから、協議することではないわけですから、ただ、それをするにあたっては協議ということが大事なのだというところをもう少し丁寧に説明したいのだけれども。

(D 委員)

その活動といったときにどういうものをとらえているのですか。

(E 委員)

協働の形とか、行政との協働とのからみとか、具体的に示しているでしょう。

(D 委員)

だからその活動といったときにも、必ずしも本当に活動するわけではなくて、こういう条例づくりなんかも協働になるわけですね。これは……

(E 委員)

そういうのも活動といえ活動なのですよ。

(D 委員)

活動ですよ。だからそれは全て協議型、協議しながらすすめていく

のだから、別に活動というのは常に、だから全て活動だから、そこだけが協議、活動……

(J 委員)

1 番最初に E さんが強調されたのが、強烈に印象に残っているのだけれども、やっぱり長所を出し合って弱点を補い合って、特に異分野のパートナーが連携、協力して活動するということが、協働ということで 1 番重要なことなのだという、そういう前提というか、前段があって出発してきたのですよ。そういうことで長い間ずっと理解してきたのですよ。それが前回、前々回から、そこにまた協議ということがなければ、協働ということは成り立たないね、十分な協議をしないと協働ということに結び付かないねというのが。

(E 委員)

成り立たないというよりも、市民と行政とか、市民と議会とか、市民同士がやる協働のなんていうのかな、効果というかみたいなものが本当の意味の協働にならないみたいな。形として協働は、今もいろいろな部でやっていると思いますのでありますよ。流山市だって一部えらい応募が何とかでとか、NPO さんもいるから。できることはできるのですよ。ただそれを本当の意味の市民参加条例の中に盛り込む、市民参加云々でやる協働にはならないのではないかというのが先生から私が受けた、すごく大事な制度だと思っているので、そういう意味で今言っているのです。

(J 委員)

そういう意味も理解できます。私の理解してきたことというのは、この条例をつくるにあたって、この協働ということがものすごく 1 つの画期的な内容として入っているわけですよ。その協働ということが、逆にいえば非常にわかりにくいねという人たちもたくさんいらっしゃる、いるだろうと。協働そのものをどうやって理解させたらいいかというところが、1 番最初に E さんがいわれたそのお互いの長所を、弱点をおぎなうのだというところから、その協働という言葉が少し理解しやすくなっ

ていくと。だんだん話がすすんでいってその協働そのものをどうしてすすめていくのかということについて、その話し合い、協議するということが非常に重要であるそういうような1つのわれわれの論理段階があったはずなのですよ。そういうふうにして最終的に今度は前々回で、くだいようですけれども、協議ということをもう少し表現すべきではないかということで、その言葉の選び方で協議型ということを入れたと。

(E 委員)

これは要するに前段のお互いに弱点をかばいあって、知恵を出しあって、皆で新しいパワーを生み出して、すすめていく、それはそれで進め方の1つのプロセスですよ。重要な視点、観点の話ですよ。それをすすめていく上で前提となるのは話し合いでしょうということだから、全然矛盾していないのですよ。

(D 委員)

すみません。ちょっといいですか。おふたりのお話はだいたい完結されていて、なにか議論されているのですか。

(J 委員)

だから私が申し上げているのは活動というところを、もう少し浮き彫りにしてもらわないと。

(D 委員)

それはさっきおっしゃいましたよね。

(E 委員)

だからそこで説明をしていたわけですよ。

(D 委員)

1つあるのですけれども、さっきのBさんの話もまだ終わっていないですよ。1つ、私は協議型協働でいいと思っているのですけれども、ここで書かれている弱点だけを補うのではなくて、1足す1が相乗効果

を生み出すということもあるのですけれども、それはそれでいいのですけれども、協力して活動することで満足度の高いというよりも、市民ニーズに寄り添ったというか、そういう言葉のほうが。

(E 委員)

市民に寄り添うと、満足度は高くなります。

(D 委員)

だけどあまりちょっと表現の仕方なのだけれども、当然満足度の高いという、それはわかるのですけれども、もうちょっと具体性をもったほうがいいのではないかと思って、私は市民ニーズにそったとか、寄り添ってとかそういうほうがより具体性がもてるのかなと思うのですよ。

(J 委員)

そういうことを入れればいいではないですか。両方付け加える。

(D 委員)

必ずしも弱点を補うばかりではないと思うのですよ。1 足す 1 は…

(E 委員)

長所を出し合いとあるのですから。

(D 委員)

わかりました。

(J 委員)

両方入れる、それでいいではないですか。市民ニーズに寄り添ったということで、もっとわかりやすくなるのですから。

(D 委員)

だから全て活動することだから別に活動が弱まるということはないと思うのですよ。これだって、これ自体だって、ここは先ほども申し上げ

ましたけれども、条例つくるのだって協議型協働でやるわけですから、全てあれですから、それはもう弱まらないで、協議型が強調されるだけという協議を強調する言葉として、とらえているというのが。

(J 委員)

それは決して反論ではなくして、Dさんのおっしゃることはわかりますが、初めて見る人間から見れば、それは。

われわれはずっと、とにかく、あれですよ。論議してきたからそう思っているのだけれども。全く初めてみるひとだったら、やっぱり協働という言葉に協議型とついたということは、やっぱり目を見張るものがあるって、その協議型、協議型ばかり、その目を奪われても困りますねという意味で申し上げているのです。

(D 委員)

それはもうだから最初にそれであちらでEさんが、趣旨だかなんだかのところで、ちゃんと定義しますよと、それで。

(H 委員)

これを見ていて思ったのは、最初にBさんがいっていたように、すごくインパクトが強くてデメリットも大きいのかなと思っていたのですけれども、よくよく考えてみると、その協働ということを考えてときに、いろんな協働があるではないですか。そこの協議だけを強調され、協議だけをとっているのかなというふうに思ったのですけれども、でもこうやって、では、なんでこういうふうになっているのだろうというのを考える機会があるかなと思って、その考えるときに、なんで私がこれがなんでこう違和感があるかというのは、協働と書いてあったらもともと協力するものだと思っているので、だから市の人がうまいように使ってるとか、そういう現実をもともと知らなかったのだから、だからそういう全国的な傾向を知らなかったから、そういう傾向もあるからこういうふうになっているのだというのを、誰かから教えてもらったり、そういうものがわかればすごく本気なのだなというのが伝わってきて、それはいいのかなと思いました。

(E 委員)

その辺をうまく定義していけば。Hさんのいうこともよくわかります。そのようなことを趣旨に入れましょう。わかりました。ありがとうございました。

(委員長)

これは、先生は、特に今の議論に。

(関谷先生)

趣旨は全く大賛成で、言葉が協議型協働というものは確かに先ほどいっていたように、やや重いというようなどころがあるので、協議型協働がいいのか、協議を重視した協働がいいのか、協議による協働がいいのかという表現方法をいろいろ可能な限り考えて、でもやっぱりこの協議型協働に落ち着くということであれば、これはこれで、非常にインパクトがある。

(E 委員)

2番目には協議する協働という名前があったのです。案として。

(D 委員)

それだとよけいに協議だけするみたいではないのという思いがあって、それで、型なら総体的に、包括的になるだろうということでしたので、前回。

(関谷先生)

活動というのは協働の中に入っていますから、その協働にどういう形容詞をくっつけるかということですからね。だから協議型あるいは協議。

(E 委員)

協議すること自体が活動ですからね。

(関谷先生)

そうですね、だからいいと思います。市民協働とか、官民協働とか、パートナーシップ協働とか、その手の形容詞がついた言葉はそれなりにありますけれども、それでもない、新たな。

(E 委員)

これは、本当に私も一部行政さんと協働させてもらっていますが、私はこういうことは感じたことはないのですよ。下請け的な侮辱を受けたとかね。そういう印象はないのですけれども、ただ、他のNPOさんから、かなり悲鳴が聞こえてきたりするのを聞くと、そういうこともあるのだなと思いますので、やはりその辺をおさえたほうがいいかなと。

(関谷先生)

そういう下請け的なものと、あとは、協働というところからここまでが、市民の範囲、ここからここは行政の範囲というように、固定的にとらえられてしまうことがやっぱり多いですから、協議をしてどこがどういうことをやれるのかということ、協議しながらそのプロセスを重視して、協働をすすめていくということが大事なのですね。

(E 委員)

実際にやってみると、そうは決めた通りにはいかないのですよ。しょうがないねとか、これやってよとかね。

はい、協働はもう終わりました。

(委員長)

この協働の言葉、例えば21ページに、頭に市民参加・協働推進のための環境づくりという、ここで協議型協働を推進以外のところでの表現はどういうふうにするのですか。

(E 委員)

ここは、私はいいのではないかなと思うのですが。一般的な協働ということ。

(委員長)

それとこの6番目の中でのいわゆる協働、この間のあれでは全部協議型協働にしようというお話だったのですけれども。

(D委員)

6番はやっぱり協議型協働で、6番はやっぱり直したほうがいいと思いますよ。5番はいいのではないですか、市民同士だから、市民同士はあまり協議型をつけることはないのかなと。整合性保てないですよ、それだと。

(副委員長)

だったら今のお話、こんがらがってしまうのですよね。6番の(1)には市民と行政が課題を…云々と書いてあるけれども、(3)のところには、協議型協働の区分として行政との協働、市民との協働と書いてあるところもありますよね。

(D委員)

そしたら全部含めないといけないですね。

(副委員長)

そういう話になってしまいますよね。何かこう、必要以上にややこしくなってしまうような気がするのですが。

(D委員)

それなら全部やったほうがいいです。それだったら全部強調しないで、いわゆる流山の協働というのはもう協議型協働という1つの言葉に全部してしまうということが。こういうイメージとして。だからそれは新しくなにかあるかもしれないけれど、ちょっと。日常的に協働使わないですよ。

(E委員)

使っていないと、ここはその協働？ということになってしまうので。

(D 委員)

最初にこれを定着させないと。だからやっぱり全部整理したほうがいいと思います。

(J 委員)

文中は以下、協働というとしたらどうですか。

(D 委員)

市民同士の協働も協議型になるわけですか。

(I 委員)

あと1ついいですか。17ページの(1)の趣旨のところの三行目のところで、協議型協働は市民と行政が、多くの市民生活に影響を与える、とあるのですけれども、市民と行政もそうですし、市民同士も入ってくるので、ここにも。三行目のところで市民と行政がということになっているので、市民同士とも。

(D 委員)

趣旨のところですか。

(I 委員)

趣旨です。

(副委員長)

(3)でいうところのアの部分しか含まれていないということですね。

(D 委員)

市民同士が入っていないのではないかとということですね。どちらかというとやっぱりこの協働というのは、行政と市民との部分がすごくここでは強調したいですね。

(副委員長)

そういうことになってくると協議型協働、協議型という言葉のじゅ縛というものがでてこないかというふうな感じになってしまわないですか。

(E 委員)

それならば、市民等の協働というのではなくて、当事者間の、とすればいろいろなものが含まれる。市民等というよりも市民と市民ともあるということだから、当事者間のとすればよいですね。趣旨の上から3番目、当事者はと。

(D 委員)

それではやっぱり市民と行政の協働というものが、やっぱりちょっと考え直そうよというところが抜けてしまうから、やっぱり市民と行政という言葉は入れたほうが良いと思うのですよ。

(E 委員)

では、今この中に入れますか。

(D 委員)

市民と行政、市民同士というのをね。入れてしまえばいいのですよ、市民と行政、市民同士。

(C 委員)

自治基本条例の15条の協働によるまちづくりには、議会が入っているのですよね。この場合のここでいう協働には議会はなしで、行政だけを強調しますか。

(J 委員)

論議でありましたけれども、議会は…

(E 委員)

しないということだった。

(D 委員)

そこまで書きこめないのではないかと、しないということはないけれども、書き込むのはちょっときついのではないかと、参加くらいでとどめておこうかということで、しないことはないけれど、チャンスがあれば…。

(C 委員)

これと違ってもいいということなのですね。

(副委員長)

もっと違ういい方をすれば、書かれていないことは関わらないということになりそうで、ちょっとそれは…

(D 委員)

だから参加条例の中で、議会の参加で、かなり書いていますからね。協働的な意味合いのことも書いていますからね。協働という言葉を使っていたことも。

(J 委員)

議会との協働というのは非常に現実的な考えでいったら、難しいのではないかとというのが多すぎるのですよね。

(D 委員)

参加でかなり書き込んでいるから大丈夫ですよ。

(J 委員)

その前にはねつけられてしまうのが、議会基本条例でやられちゃう可能性はありますよね。

(C 委員)

議会の施策決定の市民と協働はやったことないですね。

(D 委員)

それは入っていますよ。参加で入っていますよ。

(C 委員)

協働ではなくて、参加に。

(E 委員)

行政との協働と議会との協働とどう違うのだみたいなどころもあったのですよね。あまり変わらないのではないのみたいな。

(D 委員)

行政との協働はやっぱり事業の協働みたいなそういう関連が多いですよね。

(J 委員)

議会というと逆に議会と協働するという……

(C 委員)

ちょっと、議会基本条例との絡みがあったので。

(E 委員)

議会ももっともっと自分で課題発見してね。行政の先をすすんでいるならば、議会自身が行動を起こすようになれば、市民との協働というのもまた。

(D 委員)

それは市民レベルもかなり上がらないと。

(E 委員)

もちろん市民レベルもあがらなくてはいいですね。そういうレベ

ルにならないと。

(D 委員)

かなりの議会の市民参加で私は協働的なものも盛り込んでいるから、いいのではないかなと思いますけれどもね。

(J 委員)

議会基本条例があって、議会がそれを優先されている、自分たちがもっている基本条例ということで、盾にとって考えていけば、市民の参加というものはもちろん入っているわけですけれども。協働までの考え方は、実際どこで受け皿として持つのか、そのところがはっきりいって、見えません。

(C 委員)

私はちょっと自治基本条例との関係があったので。

(D 委員)

書いていないことはだめとは限らないので、どっちでもとれますよね。書いていないから使わないということ、書いていないから別にこうやればいいのだよといえるから。

(委員長)

8時50分を過ぎまして、あと10分弱というところで、今日の議論を基にまた手を入れて修正をして、次回2月7日に臨みたいと思いますが、今日ここで何か聞きたいとか、何かありますか。

(D 委員)

先生からのトータルのなところでのちょっと。

(委員長)

それは今からこの終わったあと先生にお話いただこうと思います。では、先生。今までの議論。

(関谷先生)

トータルというのは。

(D 委員)

触れていない分野のところもあるので。先生に何をお目通しして気がついたことなど。

(E 委員)

ぜひここは直しておいたほうがいいのかね。

(委員長)

時間が今日は限られていますので、今日の議論を基にお目通しいただいて、次回それを、全体を通して、ちょっと特に今日気がついたことがあれば、構いませんけれども。主に今日の議論の中で先生、感じられたことを。

(関谷先生)

今日の議論の中では、だいたい先ほど申し上げた通りなのですが、協議が1ついえると思うのですが、あと対話とか応答ということは、議論はされた、対話型協働とか、応答的協働とか。

(E 委員)

応答的協働ね、それは協働の基本原則の中に入っていますよね。推進と役割の決定に当たっては、良好な応答関係により十分協議することということで押さえています。

(D 委員)

次回にその言葉を。言葉としてどれがいいかというのは次回にそのことも含めて、もう一遍言葉について。

(E 委員)

17ページの基本原則のアにもいれてあるのですよね。

(委員長)

今先生の御指摘は、協議型協働と同じレベルかそれに近い形で対話的、応答的対応とか、そういう単語が必要なのではないかと。

(E委員)

それは、良好な応答的關係により十分協議するので、趣旨で、それで通じるのではないですか。

(D委員)

だから言葉として協議型協働にするのか、例えば応答的協働にするのか、対話する協働にするのか、その辺の言葉をもういっぺんちょっと考えてみるというのも、ありかもねという。中身は変わらないのですよね、先生。

(関谷先生)

中身は全然変わらないです。

(D委員)

言葉として協議型協働があまりにもきつい、ごんと重いというように、だから言葉ですよ。キーワードだから。

(関谷先生)

このままで全然いいのですけれども、この中で議論の中でそれらの言葉も同時に検討されてきたのかなというのが。

(E委員)

協議型協働とどちらがいいか……

(関谷先生)

それもあわせて、対話的協働もなくはないですし、応答という言葉も

使えなくはない。

(H 委員)

先生的にはこの協議型でも応答的でもいいのですけれども、それがついているところと、ついていない箇所が入ってしまうということに関してはどう思いますか。

(関谷先生)

基本的には全部つけるとまわりくどいというふうを受けとめられるところもあるでしょうし、一般的に協働として使えばすむ箇所とここは明らかに協議型というふうに意味を強調しなければいけない文脈と、使い分けていく。一般用語として使う場合は協働という言葉でいいと思います。ここは絶対に協議型というふうにつけないと、趣旨がぼやかされてしまうところについては、必ず形容詞をつけるということで使い分ければ。全部協議型にする必要はないと思います。

(E 委員)

先生のご質問で、十いくつか案を出したのですけれども、ネーミングの私の私案で、それをたたいていただいたのですね。その中に協議型協働のほかに話し合いとか、対話とかつけたほうがという案がいくつかありまして、その中に協議する協働というのもあるし、話し合う協働というのもあるし、対話型協働、対話する協働みたいなことを皆で話し合ったのですよ。話し合っただけ協働とかね、形容詞ですけれども、つけるのが。その結果、先ほどDさんがいわれたように、あまり何かこうすると協議する協議だけがクローズアップしてしまうことがあるのではないかと、協議することが協働みたいになってしまうということとか、デメリットのほうが多いのではないかとかというような話で、結局ああだ、こうだやっっていくうちに協議型協働にしようか、ということでかなり議論しました。

(関谷先生)

それならば、特に後ろから言葉についての異論をはさむ必要は全くな

いのですけれども、そういう経過で話されたということを伺って、それ以上は特に。あとは今日の範囲といいますか、やっぱり前文の部分はこれいろいろとちょっと出し合ったほうがいいかなというふうに思いますので、先ほど申し上げた通りで、なぜ市民参加条例が必要なのかという部分はなるべくコンパクトに、そのポイントを入れられるように、これちょっと皆さんで出し合っている言葉がちょっとふさわしいかというのを、ちょっと出し合った上で精査していってみるといいのかなと思います。これは先ほど前文のところで申し上げたとおりですので、その辺もちょっとご検討いただくといいのかなというふうに思いました。

あと細かいところはあるのですけれども、時間もあれですのでなので、それは次回逐一申し上げさせていただきたいとは思っています。

(C 委員)

2月19日は市長に出す前提なのですか。それとも2月19日にまとまる……

(委員長)

まとまったものを改めて市長に出すということになっておりますね。

(C 委員)

そうでなければ先生にできるだけ早くメールか何かで、御意見をいただいて直したものを2月7日に向けて書きなおすのかなとは思ったのですが、そこまではいらないということですね。

(関谷先生)

次回は何日でしたっけ。

(委員長)

2月7日です。

(関谷先生)

2月7日、はい。では、その前までにメールで流しましょうか。

(D 委員)

先生のほうで可能であればちょっと御指摘をいただいて、それでできればできる範囲でやっておいて、またそこで再度みていただくということで。

(関谷先生)

そうですね、では、事務局のほうに現段階のものに対するコメントをちょっとザーッと書いたものを送りますので、それを事務局から皆さんに投げていただいて。

(D 委員)

では、2月7日にはそれを一応あれして。自分ができる範囲で。7日の前に事務局に出して当日の資料でいいわけですよ。それはね。

(C 委員)

あともう1つ、解説文をという話があったのですが、ちょっとコミュニケーションは断念します。

(D 委員)

ちょっと書いたほうがわかりにくくなりそうですよ。

(委員長)

2月7日の月曜日にですね、ですからそれは先生からの御指摘を受けて、直したものは前週末までに4日までに須郷さんのところに。それを須郷さんのほうで皆さんに送るという、だから4日の午前中ということよろしいでしょうか。

(D 委員)

午前中なのですか。

(事務局・須郷)

午前中を目安でお願いします。

(D 委員)

午前中に目安ですね、はい。

(委員長)

はい、では、そういうことですすめたいと思います。あと御意見なければ、事務局のほうから何か連絡事項その他ございますか。

(C 委員)

先生に佐倉の話を聞きたいなと思っていたのですけれども。

(委員長)

では、5分くらい、そんなに時間いらないかもわかりませんが。

(関谷先生)

佐倉の場合は、執行部がとにかく市民参加型で条例つくろうというふうにいっているわりには、基本的に開く気がなかったというふうな話です。ここが1番のポイントなのです。だから要するに懇談会をつくって、その懇談会をつくって議論してもらったことだけでもって、要するに市民参加型で条例つくったことにしようということを執行部が考えてしまったことが、そもそもの間違いですね。だから私のところに話があったときにも、それはそんなものではないまどきもう通用しませんよという話をして、この懇談会をつくるのはいいけれども、そこからさらに流山でやられているように各方面に発信して、いろんな意見を集約しながら一歩一歩組み立てていく必要があるというところがあったのですけれども、あと、もう1つのネックだったのは期限が、春に立ち上げて10月に答申出せという話ですから、そもそもそうやって、だからその辺で当初からねじれがあって、私もさんざん市長、副市長に申し上げてはきたのですけれども、やっぱり選挙が始まる、要するに12月議会に出さないこの4月の選挙に間に合わないのという部分があったりですとか、たぶん流山市以上に、佐倉市の場合、執行部と議会の対立が激しすぎた、

その辺でどの段階でその条件を出すのかという戦略を執行部が一応立てたようです。私から見ればその戦略の立て方は大失敗だというふうに思いますので、もっとトータルに戦略を立てればよかったのではないかなということが、とりあえず印象としてはあるのですけれども、だから今後またどうなるかで、首長、議員も、一応変わりますから、同じになるのかどうかわかりませんが、ちょっとまた今後、仕切り直しで期待したいなと今のところは見守っているというところです。

(E 委員)

市民の考え方はどうだったのですか。懇談会ですか、委員の方たちは、議会通らなくてよかったといわれていますよね。

(関谷先生)

報道的にはそう書いてありますけれども、あれも実は朝日新聞は偏った書き方をしている、あれも市民といっても、一般の市民で、だから新聞に出てきたのは、もともと佐倉市政に厳しい政治運動をしているグループなのですね。それはそれでいいのですけれども、その声が強すぎると、例えば協働のまちづくりをやっている、非政治的なグループは押しのけられてしまう。意見いおうと思ってもそんなあまच्छょろいことではだめだとか、何かそういう話になってしまっって議論がやっぱり1つの方向にやっぱりなっっていっってしまう、懇談会の場合では、それを極力避けるために交通整理をやりましたけれども、どうしてもやっぱり声が大きくなって、結果的になっってしまった、協働やっっている市民グループとかその辺がやっぱりちょっと議論しづらいとか、1番離れていっってしまったとかというふうなところがあったので、もっと市民相互で建設的な議論をする必要があったということが私の感想です。私ももうちょっとうまく仕切ればよかったのですけれども。

(D 委員)

懇談会というのは、どのくらいなのですか。全部市民で構成されているのですか。

(関谷先生)

そうです。だから正式な懇談会は、定員5名で、それ以外によくわからないのですけれども、通信委員という形で、メールで意見がいただける、それが20人くらいいて、その合同会議をやったりとか、最初にいったけれども、面倒くさいから本当にとにかく全部あわせて市民会議やりましょうと私のほうで提案をして、基本的にはそういう形で議論を重ねたのですね。ですけれども、半分は建設的な議論で1個1個の論点を巡る議論ができたのです。でも半分は、要するに行政の執行部の懇談会の立ち上げから、条例の策定方法から全部だめだとする行政批判が、かなりまぎれこんできてしまったので、そうすると全部蒸し返しになってしまうので、議論にならない、それがちょっと厄介だったという話がありますので、決して朝日を書いた通りだけではなかったということです。

(委員長)

ありがとうございました。ここで下戸の私から話をするのもなんですが、来月あと2回やりますけれども、それから市長への提案とかそれがあつたあと、できれば3月に、われわれ検討案を出したあと一度食事会というのですか、そういったものをやりたいなと思っていますし、そういう時もまた先生に参加いただいているんな話をさせていただければというふうに思います。その日程調整はまた相談するようにします。

では、今日はこれで終わります。どうもありがとうございました。

(閉 会)